

規制対象事項チェックリスト

115 運材索道

1. 主索、えい索、中間支持用つり索または控索は、電線路、立木等障害物となる物に接触しないように取り付けている。
2. 支柱は、主索を確実に保持し、荷重を安全に負担し、および搬器の走行に支障のない構造のものとしている。
3. アンカーは、索の緊張による危険のおそれのない強固な構造のものとしている。
4. 主索支持器は、主索を確実に保持し、かつ、荷重を安全に負担できる十分な強度を有する構造のものとしている。
5. えい索の端部を搬器に取り付ける場合は、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取付させている。
6. 現場の見やすい場所に、[1]最大使用荷重および最大積載荷重、[2]搬器間隔、[3]最大支間の中央垂下比、[4]最大支間の斜距離および傾斜角並びに支間の斜距離の合計、[5]主索およびえい索の安全係数、[6]予定使用期間、[7]林業架線作業主任者の氏名を表示することを行っている。